

令和6年第9回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年9月19日 午前10時00分

閉会 令和6年9月19日 午前11時10分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

青山 みか

深谷 明

石川 万里子

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第36号 農地法第3条許可申請について

別紙2件

議案第37号 農地法第5条許可申請について

別紙5件

議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

別紙7件

報告第5号 農地法第3条の3届出について

別紙4件

報告第6号 農地法第4条届出について

別紙1件

報告第7号 農地法第5条届出について

別紙6件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第9回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は7番委員と9番委員にお願いします。それでは、議案に入
ります。議案第36号1番案件、農地法第3条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号1番案件について説明します。
申請地は新田町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、雑草が伸びている状態
でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されてお
りました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務
局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めま
す。

6番委員 9月17日に最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。
事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最6番委員 6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号2番案件について説明します。
申請地は間米町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、耕作されている状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 9月17日に11番委員と農地利用最適化推進委員2番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

- 議 長 議案第36号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号1番案件、農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第37号1番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は20cmから80cm程度の盛土を行います。雨水は集水桝にて集水し、最終桝より北側道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ接続します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。
- 2番委員 9月15日に4番委員と最適化推進委員3番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
- 4委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第37号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数
- 議 長 議案第37号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は、敷地全体に盛土を行います。
雨水は敷地内で集水し、最終桧より北側水路へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、北側水路へ放流します。
隣地との境界にはコンクリートブロック及びRC擁壁を設置し、土砂等の流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 9月13日に最適化推進委員5番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最1番委員 現地の写真で雑木が生えている部分すべてが敷地になるのでしょうか。

事務局 はい。雑木の生えている部分すべてが敷地となります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第37号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第37号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号3番案件について説明します。
申請地は、間米町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水排水に関しては、申請地西の用悪水路へ放流します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 9月17日に11番委員と最適化推進委員2番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第37号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第37号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号4番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号4番案件について説明します。
申請地は、栄町地内です。
土地造成は最大で1.4m程度の盛土を行い、法面仕上げとし種子吹付をおこないます。雨水は浸透舗装を施します。汚水・生活雑排水は発生しません。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて

責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 9月13日に3番委員と最適化推進委員6番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第37号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第37号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第37号5番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号5番案件について説明します。
申請地は、栄町地内です。
土地については造成、整地等を行い碎石敷にします。
敷地、北西にはブロックを設置し、敷地、南西側の隣地との境に位置する水路は付近の雨水排水を確保するため既存のままとします。
給水施設は設置しないため汚水は発生しません。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 9月13日に3番委員と最適化推進委員6番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

9番委員 形状的に奥が高く手前が低い雨水の流入については問題ないか。
また、隣地の排水が問題にならないか。

事務局 雨水については透水性舗装を施すことで流量を賄う計画となっております。また、排水については、現状の水路を残してもらうように指導しています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最1番委員 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第37号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第37号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第38号について説明します。
1番案件、2番案件、3番案件、4番案件が新規契約分、5番案件、6番案件、7番案件が更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第38号は可決いたします。引き続きまして、報告第33号から35号について報告願います。

事務局 報告第33号、第34号、第35号について説明

議 長 以上のとおり、報告第33号から第35号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時10分）